

1、避難先の確保について

- ①事故の状況に応じて臨機応変に対応できるよう事前にできるだけ多くの避難先を確保する。
- ②事故発生時の速やかな対応と、避難後の住民サービスの点を考慮し、あらかじめ避難先の基本的な割り振りを設定し体制整備を図る。
- ③避難先としている市町が被災等によって避難の受け入れが困難な場合、又は災害の状況や気象状況によって基本的な避難先への避難によりがたい場合には、県を通じて、他の自治体（独自に締結した災害時応援協定等以外の市町等）と避難住民の受け入れの調整を行う。

2、避難の基本的な考え方

- ①放射能・放射線の被害（被ばく）を最小限にする。
- ②早急に、30 km圏内から脱出する（緊急避難）。
- ③基本的に、中島地区は北方へ、田鶴浜、能登島、七尾地区は 南方へ避難する。

3、避難先割振りの基本的な考え方

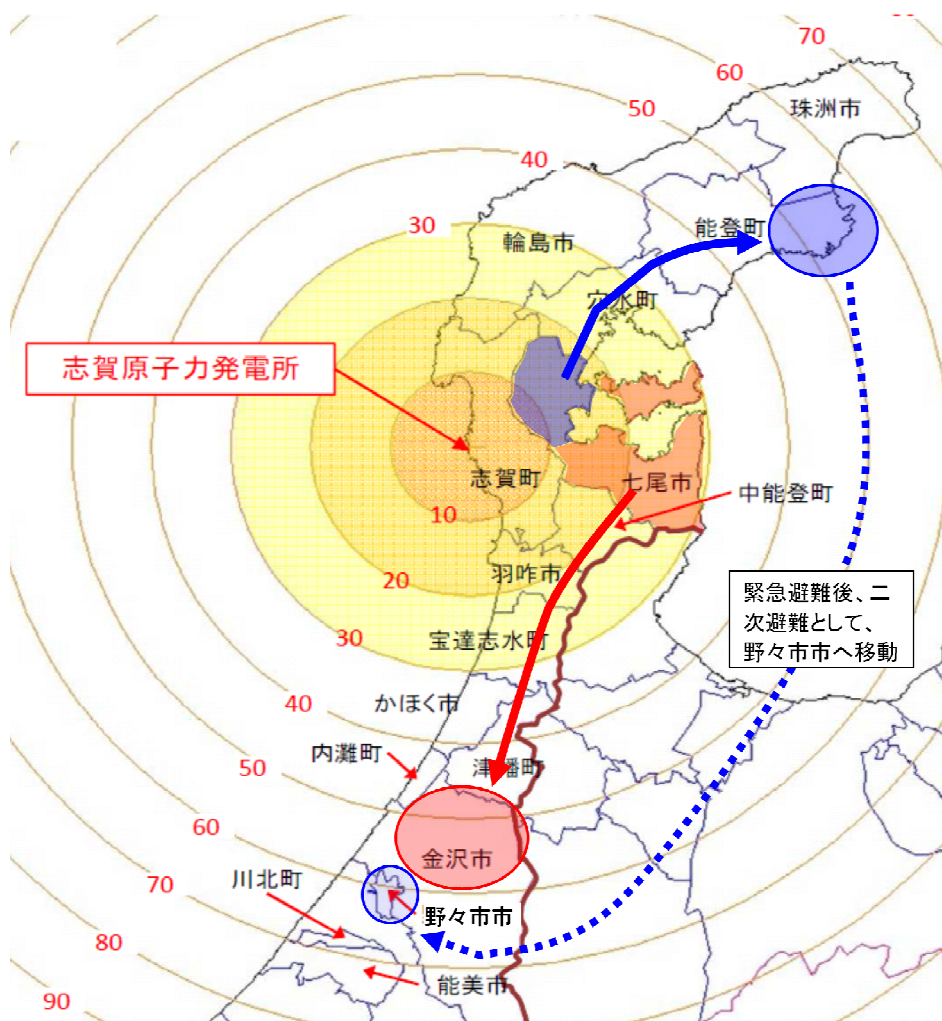
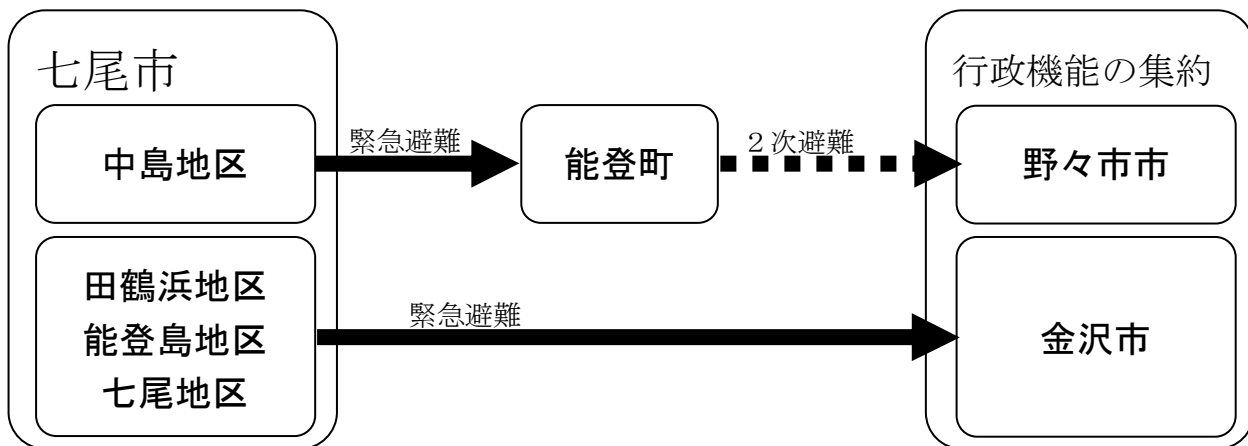
- ①避難先は、30 km圏外の避難所（体育館、集会所など）とする。
- ②住民が被ばくしないよう安全な避難を行うため、発電所から遠ざかる方向に避難することを原則とする。ただし、道路事情や地形など地域の特性を踏まえ設定する。
- ③避難後の住民ケア等のため、受入先の市町ができるだけ複数にまたがらないよう努める。
- ④確実な避難や地域コミュニティの維持の観点から、避難元の町会や集落単位で避難先を割振る。
- ⑤避難人口に対して、収容能力に余裕を持った割振りに努める。

4、避難先について

①基本的な避難について

中島地区の住民は北方の能登町へ、田鶴浜、能登島、七尾地区の住民は南方の金沢市へ緊急避難を実施する。

中島地区の住民については、能登町へ避難後、早い段階で、金沢市に隣接する野々市市へ二次避難を実施する。二次避難の際は、海上、航空などあらゆる輸送手段を使用する。



②状況に応じた避難について

原子力災害時において、風向き等の状況によって、中島地区の住民は野々市市へ、田鶴浜地区、能登島地区、七尾地区の住民は金沢市へ緊急避難を実施する。

